

公 告

豊橋駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画の縦覧について

都市再開発法第83条第1項の規定により、豊橋駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画を次の通り公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業の施行地区内の土地又は土地に定着する物件に関し権利を有する者は、縦覧された権利変換計画について意見があるときは、同法第83条第2項の規定に基づき、縦覧期間内に、施行者に意見書を提出することができる。

平成29年10月28日

施行者 豊橋市駅前大通二丁目33番地1
豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合
理事長 石黒 功



1. 権利変換計画縦覧開始の日
平成29年10月31日
2. 権利変換計画の縦覧の場所
豊橋市駅前大通二丁目33番地1 豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合事務所
3. 権利変換計画の縦覧の期間
平成29年10月31日から平成29年11月14日まで
(但し、土曜・日曜・祝日を除く。)
4. 権利変換計画の縦覧の時間
午前9時から午後5時までの執務時間内
5. 意見書の提出期限
平成29年11月14日 午後5時まで
6. 意見書の提出先
豊橋市駅前大通二丁目33番地1 豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合 事務局

以上

平成 29 年 10 月 28 日

関係権利者各位

豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合

理事長 石黒 功



権利変換計画の縦覧について（通知）

都市再開発法第 83 条第 1 項の規定により、豊橋駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画を下記の通り縦覧に供します。

なお、当該事業の施行地区内の土地又は土地に定着する物件に関し権利を有する者及び参加組合員は、縦覧された権利変換計画について意見があるときは、同法第 83 条第 2 項の規定に基づき、縦覧期間内に、施行者に意見書を提出することができます。

記

1. 権利変換計画縦覧開始の日

平成 29 年 10 月 31 日

2. 権利変換計画の縦覧の場所

豊橋市駅前大通二丁目 33 番地 1 豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合事務所

3. 権利変換計画の縦覧の期間

平成 29 年 10 月 31 日から平成 29 年 11 月 14 日まで

（但し、土曜・日曜・祝日を除く。）

4. 権利変換計画の縦覧の時間

午前 9 時から午後 5 時までの執務時間内

5. 意見書の提出期限

平成 29 年 11 月 14 日 午後 5 時まで

6. 意見書の提出先

豊橋市駅前大通二丁目 33 番地 1 豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合 事務局

以上